

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 3 年 2 月 1 2 日

住所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏名 株式会社 クリショー  
代表取締役 小島 隆司

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松 井 一 真



許可の年月日	令和 3 年 2 月 1 2 日	許可番号	第 A1018 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 安定型最終処分場		
	(処理する産業廃棄物の種類) 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下 余 白		
設置場所	広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3933番1外297筆		
処理の能力	埋立面積 184,793.4m <sup>2</sup>	埋立容量	5,582,768.4m <sup>3</sup>
許可の条件	複写		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の設置にあつては、各種関連法規を遵守すること。</li> <li>2. 計画内容等に変更があつた場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の見査を受けること。</li> </ol>		
備考	規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無		